

関西労災職業病 11月号

(通巻第201号)

関西労働者安全センター 1991.11.10 発行 100円

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

TEL. 06・538・0148

郵便振替口座 大阪6-315742

FAX. 06・541・2712

大阪労働金庫梅田支店 普通1340284



◆目次◆

●菜の花診療所設立準備会が発足	1
●外国人労働者の労災②	6
●じん肺被災者の横顔②	8
●前線から(ニュース)	10
●5年後のチェルノブイリを訪れて③	11
●シルバー人材センター問題で新たな通達	16
●1991年年末カンパのお願い	17

さあ、スタート！ 来年冬の設立めざして

— 菜の花診療所設立準備会が発足 —

十一月十日、ついに「菜の花診療所設立準備会」が発足した。

これまで診療所設立については、

ユニオンとうなんの医療部会として
昨年八月から具体的に検討してきた。
その議論を踏まえ設立運動をより多く
の人々とともに取り組むべく、十
日に設立準備会結成総会が生野区役
所で行われ、約五〇名の地域、医療
関係者が集つて下さった。総会では
まず、準備会設立にいたる経過、事
業計画と資金計画の概要、設立予定
時期などを医療部会の事務局から報
告を行つた。

地域医療と労災医療の二本柱で

菜の花診療所は地域医療と労災職
業病医療を医療の二本柱に掲げてい
る。

労災職業病の分野は、これまで東
南地域の労組とともに取り組んでき
た経験を踏まえ、未組織の被災者の

救済や中小の事業所における健康管理
に取り組んでいきたい。地域医療
の分野では、高齢者が多い地域であ
ることから訪問看護や往診を積極的
に行うことを探している。なにぶん
限られた人数ゆえ、掲げる事業目的
を充分に果たせるかどうかはあるに
しろ、その志向性をもつて診療所設
立に取り組むことを確認した。

資金計画は、大まかな試算の結果
「最低八千万円は必要」ということ

で提案した。当面この資金集めが最
重要課題となってくる。安全センタ
ーも資金集めに力を注いでいかなけ
ればならない。

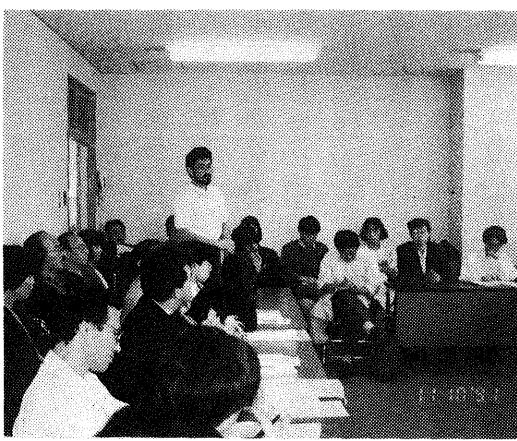
熱い期待と夢！

事務局からの報告の後、参加して
いただいた方から自己紹介を含めて
それぞれの思いを述べていただいた。

まず、生野区にある聖和教会の牧
師森田さん。「生野区は診療所のひ
じょうに多いところです。ただ、な
かなかここに相談を持ちこめばよい
というところもないのが現状です。
老人さんも多い地域なので、相談に
のってくれる医療機関ができることが

を期待しています。」

聖和保育園の森田園長は「将来は園医として園の子供たちの健診や健康相談に気軽に乘ってもらいたい」と期待を述べて下さった。



生野を中心に障害者の作業所の連絡組織である共働事業所連絡会の月川さんは「残念ながら、障害者の話を聞いて治療してくれる医師は少ない。往診にもなかなか応じてもらえないのが実際です。よく話を聞いてくれるだけでも大切です。健診など

による障害者の健康管理に力を注いでほしい。」と熱い期待を述べられた。前回大阪府議選に立った西脇邦雄さんは「生野は小零細の会社がほとんど。健診や衛生管理の面で課題が多い。独り暮らしの老人も多く、前に地域を回った時にも非常に驚いた医療や福祉の課題は非常に大きい。福祉は自分の課題だと思っている。ガンバッて下さい」と地域の課題を示された。

設立準備会に先立つて、ユニオンとうなん医療部会のメンバーが先進

医療機関を訪問してきた。結成総会準備会には、その時訪問させていただいた方も出席して下さった。

安全センターとともに医師の立場から労災職業病に取り組んできた松浦医師は、「この場にいると十数年前に港区弁天町に木造の診療所を開いた当時のことを思い出します。発足当時は無我夢中、がむしゃらにやっていました。近年医療を取り巻く

状況は非常に厳しいけれど、目的に向かってがむしゃらにとりくんでほしい。」と熱い期待を述べられた。

地域の要望に応え、病児保育を行っている寺田町こども診療所の谷整樹先生も足を運んでくださいた。

「菜の花診療所の事業計画は実は生野の医師会も取り上げています。しかし実際にはなかなか実践できません。みなさんの志は非常にすばらしい。菜の花診療所が地域の刺激となることを期待します」と励ました言葉を送ってくださいた。

今年一月精神科の診療所を生野区鶴橋に開いた荒川幸博先生は「自転車に乗つて毎日往診に出かけています。菜の花診療所も『出ていく医療』をめざしてほしい。ともにやつていまきましょう」と呼びかけて頂いた。

高槻のなかじま診療所からは中島専務が出席して下さった。中島さんは「私たちも五年ほど前みなさんと同じような思いを抱いて診療所を高

概に開設しました。今日のお話を聞いてみると、私たち以上に旗色鮮明にしておられる。志を同じくする診療所ができるることを頼もしく思いました」と、励ましの言葉を下さった。

労働組合からも多くの方が参加しました。安全センターの事務局次長である全港湾大阪支部の市川さんは、港湾労働者の労災職業病に取り組んできた立場から「労働者の健康を守る拠点づくりに協力していきたい」と発言された。

その他にも、市職東住吉区支部、金属機械東成生野ブロック、港合同会、南労会支部、生野区にある真宗の安

泉寺の猪甘さん、医療スタッフの人々、医学生など多士済々の人々が言葉を下さった。

それに応えて、医師として菜の花

診療所に参加する新谷くんは、「趣意書の中で『そこにいけばなんとかなる診療所』をめざしたいと書きましたが、ぼくはこの言葉が気に入っています。ここに集まつていただいだ方々といっしょに『そこにいけばなんとかなる』診療所を創りたいと思います」

菜の花診療所設立準備会は多くの人々の祝福と期待を受けて出発した。開院目標は九二年冬。一年は長いようで短い。今回寄せられた期待に応えられるよう、安全センターも全力をつくして取り組んでいきたい。

— 菜の花診療所設立準備会 役員 —

代 表	山中 真清	(ユニオンとうなん委員長)
事務局	岩田 賢司	(関西労働者安全センター)
会 計	岡崎 弘	(大阪市職東住吉支部書記長)

十一月十日、菜の花診療所の設立準備会の結成総会が開かれました。

その席で準備会の代表を引き受けました。今後、設立にいたるまで皆さんには物心両面にわたり御支援をいただきますよう、本誌面をお借りしてお願ひ申し上げます。

地域の「助け合い運動」の 新たな出発点に

菜の花診療所設立準備会

代表 山中 真清

さて、今回は準備会が設立されるプロセスなどを御紹介いたしまして、設立運動へのご理解をみなさんにお伝えたいと思います。したがって、肝心の出資のお願いに関して言葉が少なくなりますが、気持ちはそうではない、むしろその逆だということをお察しいただきたく思います。

――ふたりつきりの争議を―― 支える闘いから――

大阪東南地域（主に生野区、東住吉区、平野区）に診療所を設立しようと思いはじめて七、八年が経ちます。その当時私は松本製作所争議の渦中に身を置いていました。一人だけの少数派組合（全金松本製作所支部）を不当労働行為のデパートのような職場で、勝つというよりどう負けさせないかということで必死になっていました。

もうひとつは本誌でもずっと紹介してもらつた梅本さんの難聴裁判闘争です。この二つの課題を結合させ、しかも運動を拡大発展させるにはどうすればよいか、地域の仲間が議論を重ね発足させたのが全金松本製作所支部支援共闘会議と東南地域労災職業病問題交流会（労災交流会）でした。支援共闘会議は争議支援として地域課題になり、労災交流会を通じて裁判闘争の支援の輪は広がり、「労災職業病問題」も地域の課題になりました。

東南地域でも形の見える「助けあい運動」がはじまったわけです。ユニオンとうなんの結成や今回の診療所設立運動もこの「助けあい運動」の延長線上にあるのです。

労災交流会は発足当初より、組織の動員によらない自主参加が原則だったので、時として直接的な要求が飛び出していました。労基署や官公労組合員なら災害補償基金に対する批判とか、直属の上司に対する不満が飛び出していました。そんな要求のなかに「自分の症状、訴えを本当に理解してくれる診療所が欲しい」との声が多くありました。

またユニオンとうなんの活動のかからもそうした必要性が生まれてきいていました。ユニオンは結成当初から労働相談活動に力点を置き、月の第一、第三の木曜日に「でんわ相談」を開設しています。種々の相談が寄せられていますが、労災問題に関する相談は一、二位です。それを解決しようとすると、どうしてもともに運動のできる医療機関が必要になります。相談相手は当然未組織労働者。労災で未組織ということは、ほぼ職場では孤立無援ということですから、医療機関の比重はますます高いというわけです。

八九年ユニオンは、新しいユニオン運動をめざして「トータルユニオン構想」を打ち出しました。一口に

労働者といつても、わたしたち労働者は実にさまざま面を持つっています。

同居する親があり、子供があり、自分もいざれは退職し年老いていく：

・地域に生き働き、最後には死んでいく労働者の姿があるがままに捉え、そこに地域の新しい「助け合い運動」の可能性を探りたい、「トータル」という形容詞にはそんな思いが込められています。

診療所設立計画は、これまでの東南地域での労災職業病の取り組みを下地として、「トータルユニオン構想」の具体化という新たな運動の枠組みを得て昨年から構想されてきました。

地域の助け合い運動の 拠点を創ろう

では、診療所が地域でどんな役割を果たすことができるでしょうか。

まず、地域の未組織労働者の労災職業病の訴えに取り組まなければなりません。生活者という視点からす

れば老人の医療も大切な課題となつてきます。特に東南という地域は、高齢者の多いところであります。

診療所のスタッフの方々には、往診や訪問看護など「出かける医療」を積極的に実践していただきたいと思います。同時に診療所を取り巻く私たちも、診療所を軸に地域の人々

と手を結んだ「助け合い運動」を育てていきたいと思っております。趣意書にあつた「そこにいけばなんとかなる」を合言葉に、来年冬の開院式に実現していただきたいたしまでのご協力をよろしくお願ひいたします。

開院目標
92年冬

地域に生き、働くひとびとに信頼される医療をめざす

菜の花診療所

菜の花診療所設立準備会に入つて下さい (会 則)

- 一、目的 診療所とそれに関わる事業計画を立案します。
- 二、会員 趣意書に賛同する個人、団体で構成します。
会員は準備会の諸事業、諸活動に自由に参加することができます。
- 三、運営 必要に応じて準備会を開催します。
事務局を設置し、実務の運営にあたります。
- 四、会費 二千円(準備会の運営にあてます)
●会費を募集しています!

設立にむけ出資・寄付をお願いします

【出資金】

- (イ)個人 一口 5,000円
(ロ)団体 一口 10,000円

出資金は、拠出がなされた日より5年を経過して以降本人の申し出により無利子にて返還します。

【振込先】

郵便振替 大阪7-85103 「菜の花診療所設立準備会」
大阪労働金庫本町支店 普通4147126 「菜の花診療所設立準備会」

菜の花診療所設立準備会(代表・山中真清)

(連絡先) 〒546 大阪市東住吉区山坂1-7-10 ユニオンとうなん ☎(06)628-2731

外国人労働者の現状

◎

ドアフックに指を挟まれて 建設現場で

「いたん労災にせんと
ゆつたからには……」

韓国人男性のケース

李さん。四四才。今年韓国から観

てしまつた。

光ビザで入国して以降、釜ヶ崎で日雇い労働者として生活していた。八月二八日、西淀川区出来島の道路工事に誘われ現場に行つた。

「不法就労者だから……」

災害が起つたのは仕事がおわる十分前。碎石を積んだトラックの荷台の後ろのドアを閉じようとしていた同僚の日本人労働者が、なかなかドアが閉まらないのに業を煮やして、脚で蹴つて締めようとした。その時李さんは、指をドアのフックのところに掛けていたため、フックに挟まるで、右手人指し指がひきちぎられ

事故の直後、元請の奥村組土木興

業は労災保険を使おうと下請けの遠山組に申し出たようだが、「李は不法就労者だから、労災を申請してもあかんのでは」と下請けの遠山組の社長が言い出し、元請けもそれをまに受けて結局労災申請をとりやめてしまつた。

李さんは、その話し合いの中にいたが、李さん自身は日本の労災の補償制度も知らず、その場では「それで結構です」を言わざるをえなかつた。しかし李さんは、会社の説明には納得できず、たまたま九月一日から「外国人労働者労災相談」のニュースを聞いて相談開設中にアジア

まずは下請けの会社に事情説明に行つた。

「わしは李の治療費を自分で払つとるんや。労災が無理やから面倒みたつとんのや。李も納得しどたやないか。それをなんじや。」社長は、しきりに自分が恩情を施していることをしきりにまくしたてる。社長の言葉をかわすように、こちらが外国人労働者もビザ資格に関わりなく労災保険の給付を受けることができるることを説明すると、最初は納得いかないようだつたが、最後には制度を理解した。社長は、しかし、労災保険を適用することには同意せず、それまで通り会社負担で治療を受けさせると主張するのだった。ここからは、外国人労働者の問題というより、

ンフレンドに電話してきた。

元請け一下請けの純日本的な上下関係の問題である。

建設現場での災害の場合、下請け労働者の災害であっても元請けの保険を使う。下請け会社からすれば、自分ところの労働者のために元請けの保険を使わせてもらうということである。しかも、安全衛生法違反があれば、指導を受けるのは元請けということになる。こうしたことからよほど重大災害でないかぎり労災申請はしないのが通例なのである。

ましてや李さんのようにいつたん元請けの労災保険を使わないことにした場合、再度労災保険を使わせてくれとは言えない。いつたん元請けの保険を使わんとオレがゆうた以上使わん」と、遠山組の社長はわれわれの前で強がっていたものの、結局は元請けへの気兼ねから自腹を切ると言い張ったのである。ところが、障害が十一級に該当し、労災保険のみの補償をしようとする

は二五〇万円ほど李さんに支払わなければならぬことがはつきりしてくるや会社の姿勢は一転、労災保険に切り換えると言いた。しかし、元請けが快くそれに応じたというわけではなかつたようだ。

とにかく、一ヶ月ほど遅れて労災申請の手続きを行い十月上旬に療養を終え、十一級の障害認定を得た。等級の決定直後李さんは韓国に帰国した。十一月の初旬のことである。

何が問題か

李さんのケースを振り返ると次の二つの問題が指摘できるだろう。

第一の問題は入管法が外国人労働者に押しつけた「不法就労」という烙印である。「不法就労」という言葉には、あたかも労働内容自体が不法でもあるかのようなまがまがしいイメージがつきまとつ。誰もが行っている普通の仕事であるにもかか

わらず、である。労災保険が支給されるのも、外国人労働者に労働者適格性があるからである。それを、下請け会社が労災申請を取り止めたとすれば、李さんに「不法」という烙印を押されていたからである。

第二の問題は、労災隠しという建設業界のあまりに日本の慣行である。李さんにとってはなんの関係もないこの「しきたり」によって労災申請が遅れてしまつた。治療費を支払つているという点に善意を感じ、会社の都合に合わせ過ぎたという反省がある。申請権行使し、最初から労基署に労災申請の意向を明確にすべきだったかも知れない。

元請け一下請け関係の末端に置かれ、しかも入管法上不利な立場を強いられながら権利主張することは、非常に困難である。外国人労働者の多くは建設業の下請けで働く労働者である。彼らの権利主張を支援する態勢が求められる所以である。

じし肺被災者の横顔

妻まじいトンネル工事の粉じん

村上仁三男さん ②

——いつ頃からトンネル工事の仕事をするようになりましたか。

村上 昭和三〇年頃、まだ二〇代な
かばの頃からです。それまでは漁師
やアカリの仕事(地上での土木作業)
をやっていました。それから昭和四
四年までずっとトンネルの掘削の作
業をずっとやっていました。

——どんなところのトンネルですか。

村上 大分に始まって、宮崎、福島、
奈良など数えてみたら十カ所のトン
ネルを掘ったことになります。

——仕事をする作業班などの単位

について教えてください。

村上 班長であるおやじのもとに、
昼、夜の十二時間の二交替制でやつ

ていました。おやじは班の代表で元
請けである奥村組などの現場責任者
と交渉し、その下に大世話役という
仕事の段取りなどを一切を取り仕切
る役の人がありました。私は、おやじ
と一緒に工事を渡り歩いている間に
経験もつんできたため、やがて作業
現場の責任者になりました。

大分の同郷の人があつたため、あまり人の出入りはなく、
わりに班の人間関係はうまくいって
いたように思います。

土煙の中をマスクなしで
突っ込んで行く

——削岩機で掘削し、発破すると

いう文字通りの粉じん作業に長年携
わってきたわけですが、その中でも
一番ひどいというか印象にのこる粉
じん作業というのはどんなものですか。

村上 削岩機を使って作業をするのは
トンネルの一一番奥、つまり切羽で
するわけで、それまでの間には空気が
が抜けるような穴がない。だから、
発破のあとでもうもうとした土煙は
なかなかおさまらないのです。けれど
も給料はどれだけ掘り進むかによつ
て決まるもんだし、ぶらぶらしてて
よりもできるだけ次の作業に進まん
といかんわけです。だから、まだ土
煙で何センチ先も見えないほどどのと
ころを、先端は坑口のコンプレッ
サーにつながれているエアホースを持
つて、手探りでまず突っ込んでい
くという仕事があります。

もう何にも見えないところを、発
破で飛んだ石ころにつまづきながら
手探りで。ライトも何の役にも立た

ない。だいたい四、五人でホースを引つ張つていき適当なところまでいって置き、近くの石で振動を押さえるようにして帰ってくる。

この作業のときには、粉じんマスクもしなかつたです。

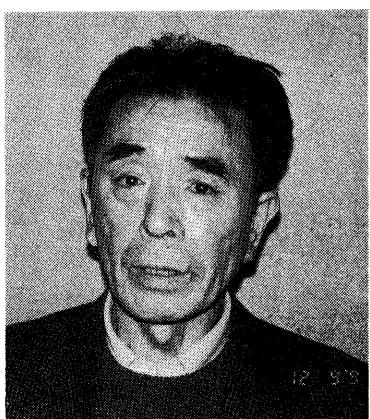
——なぜマスクをしなかつたのですか。

村上　だいたいあのマスクは、少しでも体を動かすような作業の時には息苦しくてできません。ずり（発破で碎けた土砂）出しのときもエアホースを引つ張つていくときもタオルで口のあたりを覆う程度というのが普通でした。

当時は粉じんよりも・・・

——粉じん作業以外の労災事故などはどうでしたか。

村上　じん肺については特別の教育もなく、だれもあまり気にしていませんでしたが、落盤とかの危険につ



で、結婚して子供の少しだ大きくなつてると学校のこともあるし、そろそろということになります。それで、義父のいる大阪で新しい仕事にいったというわけです。

——村上さんの場合は最後の粉じん作業が溶接ということになっていますが、どういうことですか。

村上　トンネル工事をやめた後、鉄骨を組み立てるような仕事をしていました。そのときに溶接をやっていました。だから今じん肺の労災補償もそこでの労災保険といふとになっています。粉じんといふことではトンネル工事がほとんどなんですが。

——村上さんは大阪トンネルじん肺訴訟の原告の一人として頑張つておられます。今では想像しようもないひどい粉じん作業に長年従事した二〇年以上前のことを思い起こすと、いう大変な作業になりますが、体を大切に頑張ってください。

——トンネル工事をやめたのはどうしてですか。

村上　同郷の人人が一緒に働くとは言え、いろんなところを渡り歩くわけ

前線から

大阪トンネルじん肺訴訟

阪

粉じん対策で

「早くも争点」

第一回法廷は、来年二月六日

また、原告の

十一月二一

日午前十時よ

り大阪地裁で、

大阪トンネル

じん肺訴訟の

初法廷が開か

れた。被告と

なった鹿島建設など大手七

社の建設会社は、すでにそ

れぞれ答弁書を提出してい

るが、原告が掘削作業に携

わったトンネル工事は昭和

二〇年代から四〇年代にか

けてであるため、工事があ

つたかどうかの確認などま

で含めて調査中であるとの

内容も含まれる。

しかし、例えば間組は原

告の一人が携わった新幹線

の工事について、当時から

粉じん対策については、作

業者に対してミーティング

などを通じて充分な教育を

行っていたなどと主張し、

原告側主張と食い違つてい

る。

今後は、これらの点につ

いて証拠調べが行われてい

くことになるが、被告が七

社と多数のため、全ての代

理人が集まるのを条件とせ

ず、来年一月六日午後一時

からの法廷を含め三月十九日、

四月二三日、五

月二八日と先四

回の日程を決めた。

大阪高裁で争われること

になつてゐる。

いては、鹿島建設、間組、

鉄建設の三社が不当にも

即時抗告を行うという対応

に出た。これについては別

に大阪高裁で争われること

になつてゐる。

成 外国人労働者問題で 學習会 開催

社会医療センター

十一月二一日釜ヶ崎の社会医療センターで外国人労働者問題の学習会を行つた。講師は安全センター。

同センターは釜ヶ崎で労働者問題の学習会を行つた。制度がある。以前この制度を利用して、皮膚障害の韓国人を診療してもらつたこともあった。それがきっかけで含めて調査中であるとの

な医療機関。お金がない場合治療費を後払いにできる

制度がある。以前この制度

を利用して、皮膚障害の韓

国人を診療してもらつたこ

ともあった。それがきっか

けとなつて今回の学習会開催となつた。

現在、厚生省は、外国人

労働者に対する生活保護の

緊急医療扶助を適用しない

という方針をとつてゐる。

学習会に参加してゐたある

病院のケースワーカーは

「医療費の請求先がないとど

うしても治療が手抜きにな

る」と厚生省の政策の矛盾

が引き起こす病院の実態を

打ち明けていた。

これまでの相談活動でも

大半の外国人労働者が一度

は釜ヶ崎で日雇い労働者と

して働いた経験を持つてい

る。今後も、社会医療セン

ターと連携を持ちつつ、外

国人労働者の支援活動を行

つていきたい。

△

南 団交テープ録で

不誠実団交を白々曝露

—地労委審問—

□ユニオンとうなん□

ン側の主張にも耳を貸さない会社の不誠実な姿勢が浮

来る一月十四日の審問が最後の審問となる。時間は午前十時。多くの傍聴を要請します。

ユニオンとうなんは、労災ゆえに解雇された仲川君の解雇撤回闘争を闘つてい

る。昨年より会社シムラは団交拒否を続けており、地

労委に団交拒否の不当労働

行為救済申立てを行い、地

労委闘争も展開している。

地労委に一回目団体交渉

の速記録を書証として提出、

それを基に社長の補充尋問を行つた。

会社側は苦労して団交速

記録を作成したようだがそ

の効果はまったく逆。「く

だらない」を連発、ユニオ

シムラ不正解雇撤回闘争

き彫りになつた。解雇通告時期についても、団交時と地労委での主張との食い違いが明らかになつた。

地労委も大詰めを迎え、

前回も大詰めを迎えた。

東

不誠実団交を白々曝露

—地労委審問—

□ユニオンとうなん□

ン側の主張にも耳を貸さない会社の不誠実な姿勢が浮

来る一月十四日の審問が最後の審問となる。時間は午前十時。多くの傍聴を要請します。

ユニオンとうなんは、労

災ゆえに解雇された仲川君

の解雇撤回闘争を闘つてい

る。昨年より会社シムラは

団交拒否を続けており、地

労委に団交拒否の不当労働

行為救済申立てを行い、地

労委闘争も展開している。

地労委に一回目団体交渉

の速記録を書証として提出、

それを基に社長の補充尋問を行つた。

会社側は苦労して団交速

記録を作成したようだがそ

の効果はまったく逆。「く

だらない」を連発、ユニオ

京都の生コン会社に検査員として勤務していた倉貢勝さんは、一九八六年十一月二十日に、厳寒の工事現場で脳内出血を発症し、

基署に業務外とされ、審査請求も棄却、再審査請求していたが、この十一月二十八日、労働保険審査会においてようやく公開審理がおこなわれた。

都

一生コン検査業務中の脳出血—公開審理—

主治医意見や業務過重性を無視した

「原処分の不當性を強く主張

京都の生コン会社に検査員として勤務していた倉貢勝さんは、一九八六年十一月二十日に、厳寒の工事現場で脳内出血を発症し、

基署に業務外とされ、審査請求も棄却、再審査請求していたが、この十一月二十八日、労働保険審査会においてようやく公開審理がおこなわれた。

倉貫さんは、軽度の高血
圧症が指摘されていたが、

常時二～三時間の時間外労
働を行っており、発症の前
は、年末繁忙も加わって業
務が極めて過密となっていた。
た。加えて、十一月末のコ
ンクリート技師試験の受験
に備え連日夜半まで勉強し
ていた。こうしたことによ
る過労が蓄積していくとこ
ろ、発症当日は、前日から
の急な冷え込みで、十一月
に入つてからの最低気温を
記録した日となっていた。

主治医からも業務上では
ないかとの意見も提出され
ていたが、署・局審査官は、
不当な局医意見をもとに
高血圧症による自然憎悪」
通常でも同じ程度の時間外
労働をしており、その時期
だけないので過重性はな

い」などの理不尽な理由で
棄却してきたもの。

公開審理では請求人側か
ら、原処分批判の意見書を

提出、夫人と安全センター
が意見を述べ、受験勉強に
ついては、受験勉強の業務

性を認定すべきこと、発症

前に業務過重性正しく評価
すべきことなどを強く主張
した。

話題

ケイワン防止ボールペン ドクターグリップ発売

本誌でも紹介していた「頸肩腕障害予防ボールペン」を原型としたボールペンが、パイロット株式会社から市販されることになった。〔当安全センターでも取扱う予定〕

▼肩や腕の疲労防止ペン

パイロットは二十日から、「筆記の際に腕や肩にかかる負担を軽減する」と

同社によると頸肩腕

候群は長時間、筆記作業や

キーボードの打鍵(だけ)

銘打ったボールペン「Dr.

Grip(ドクターグリ

ップ)」「写真」を発売す

れる人が多く、「職業病」

ともいわれている。同社は

てすむように「太め」に設

計、長時間、使つてると

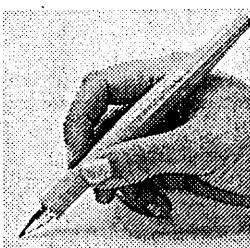
肩や腕に痛みやびれを感

じる「頸肩腕(けいんわ)

ん)症候群」を防ぐ、とし

を集め、開発した。長さ十六

ミリ。五百円。



↑朝日 11/12

原寸大

けい けん わん
頸肩腕症防止ボールペン

Dr. GRIP ドクターグリップ

BDG-50R 500円(税抜)

*本製品には横濱用の極細字と、速記用の太字がありますので、用途に合わ
せてご使用ください。



5年後のチャルコライツを訪れて

—その3—

中 地 重 晴 (環境監視研究所)

人体中のセシウム量をはかる

男性は、日本人の数百倍

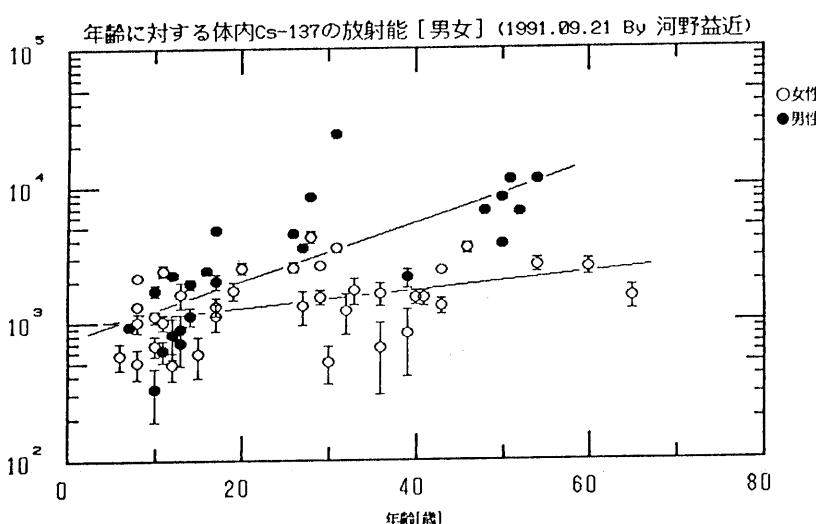
今回の調査の目的のひとつに、簡単に人体中のセシウム量を測定できないかという実験があります。日本からNaI(ナトリウム・ヨウ素)検出器とマルチチャンネルアナライザ(この二つは当研究所に設置している測定器と同じ機種)を持っていき、パソコンにつないでデータをとつてきました。

机の上にNaI検出器を置き、椅子にすわった被検者の胃のあたりにあてて、三〇分間じっとしていてもらって、胃と胸の周辺のセシウム量

を測定しました。最初、十五人程度

保健所の職員とその家族から集めてほしいと希望したのですが、どうも体の中のセシウム量をはかっているということで、口コミで広がり、測ってほしいという希望者がどんどんきて、結局一日間に六六人測定しました。最後の方は短時間の測定になってしまったのですが、ホールボディカウンターのような高価な機械を使わなくても、鉛の遮蔽のないところで、何とか測れるようだといふめどが立ちました。

大ざっぱな傾向としては、大人の男性の体内セシウム量は多く。ざつと見積って、日本人の男性と比べて、数百倍から千倍近い。それに比べて、



大人の女性や子供たちの体内セシウム量はわずかであることがわかりました。この差は食べるものによる違いで、男性は肉類をたくさん摂取するのではないか。また、子供たちは給食で汚染レベルの低いものを与えられているとのことが理由として考えられます。

立入禁止区域へ

十四日交替で一万人が労働

二七日、バスでチェルノブイリ原発の見学に出かけました。チエチエルスク地区はチェルノブイリ原発から北東に直線で約一八〇km離れています。ほとんど信号のない道路でした。ほんと信号のない道路でしたが、約四時間かけて立入禁止区域になっている三〇kmゾーンの検問所に着きました。ここで、三〇kmゾーン内専用のバスに乗り換え見学しました。

三〇kmゾーン内ではいまなお稼働

している一、二号炉のために働く労働者と放射能の除染作業に従事する労働者が合わせて約一万人働いているそうです。立入禁止区域内の宿舎で生活しながら、

十四日働くと次の

十四日は遠くの汚染のないところで

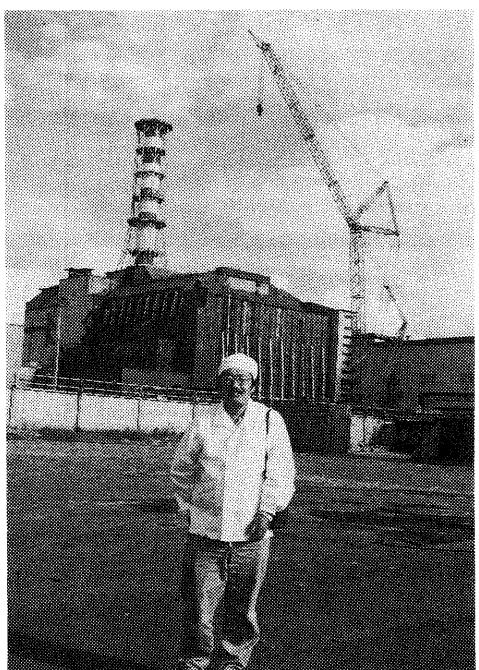
休暇をとるという交替勤務を行なつ

ているそうです。ソ連にある事故炉と同型の黒鉛炉十五基は順次停止して行く予定だそうですが、一、二号炉は今だに稼働していました。

一、二号炉とも私が訪問した後、火災事故を起こしました。先月ウクライナ共和国の最高会議で来年中に運転停止を決議したという報道があり、御存知の方もおられると思いま

「石棺」と対面する

「石棺」の前に立つ筆者



まず、バスに乗って、事故炉（四号炉）周辺を見学しました。事故炉の前では約五分くらいバスから下りて、外にでましたが、持つて行った携帯型測定器「たんぽぼ」のメータが振り切ってしまうほど、強いガンマ線の量でした。地面は除染作業が済んでいるため、石棺のコンク

リートを透過して直接来る放射線を浴びたようです。

石棺はところどころ赤茶けており、内部には今だに核燃料が約一五〇トンあって、高熱を発し続けているのに何とか耐えているという感じを受けました。近いうちに石棺を作り替える計画があるそうです、もつともだと思いました。事故から五年を経ましたが、石棺に対面して、あらためて放射能の恐さを実感しました。

(赤い森) などをながめ、約五万人その後、事故で枯れはてた松の林

人が一日にして退去したプリピヤチの廃墟になった町を見学しました。

アパートや学校、ホテルなど閑散とし、寂しい町でした。学校の建物の中に入って、あわてて逃げ出したため、散らかったままの教科書やノートなどの残がいを見て、無性に悲しくなりました。本当にこんな大事故を繰り返してはいけないと。

さいごに

今回の白ロシア環境調査に参加し

て、とにかく、緑豊かで自然に恵まれた大地と食べ物が事故後五年を経ても、高濃度の放射能によって汚染されている現実を目の当たりにして、放射能の恐さを思い知った気がします。

私たちの住んでいる京都や大阪は福井の原発から百畳も離れていました。チエルノブリ級の原発事故が起これば、住むことも食べることもできなくなるのは確実です。一刻も早く全ての原発を止めねばという思いを新たにしました。(了)

胸部レントゲン撮影を考える

続・胸部レントゲン撮影を考える

胸部レントゲン撮影の有効性は？
増刷ができました。B5 32頁四百円

最近の状況など。B5 22頁三百円

外国人労働者と労働災害

天明住臣 編著
医療現場からの提言 被災外国人労働者の人権 「外国人労働者の労働災害と法的救済」 動者の労災白書 外国人労働者の労災白書 外国人労働者労働災害事件事例 一覧 労働災害実務Q&A 資料と関係機関・支援団体一覧

※ お申込みは、当安全センターまで

発行 海風書房 現代書館

その現状と実務Q&A 定価一八五四円

雇用関係にある労働者も

労働組合は作れない?

シルバー人材センター問題で新通達

前号で掲載した豊中市のシルバー人材センターでの労災事故以降、尼崎市、堺市、さらに大阪府の議会でそれぞれこの問題について取り上げられている。またこの高齢者対策の政策の責任官庁である労働省職業安定局も、この問題について新たな通達を出している。「シルバー人材センターにおける安全就業等の徹底について」と題する通達がそれで、労働省職業安定局高齢・障害者対策部高齢者雇用対策課長名で十一月一日に出されたものである。

内容は、安全就業対策の推進とシリバーカー人材センターへの指導援助の内容に関するものであるが、これまでも通達されてきた目的に合わない

いような危険な業務を引き受けないといったことを重ねて指摘しており、新たなものとしては、事故発生状況の報告システムなどを新たに定めている。これらの内容は現在すでに雇用関係と同等の内容の就労状態にある会員の実態を、根本的に救い上げるようなものにはなっておらず、問題はまだまだ矛盾のなかに止まっているようと思われる。

とくにこの通達のなかで、センターの行う雇用でない仕事の斡旋ではない無料の職業紹介を受けた会員

の立場について、次のように述べている。

『労働組合法でいう『労働者』とは『職業の種類を問わず、賃金、給料

その他これに準ずる収入によって生活する者』をいう。一方、シルバー人材センター事業は、・・・高年齢退職者等の生計を維持することを目的とするものではない。したがって、その趣旨からいって、シルバー人材センターには、無料職業紹介による雇用者であつたとしても、労働組合法の労働者に該当する高年齢者は存在することはないと主張する者が存在する。仮に、該当すると主張する者が存在するすれば、その者は、シルバー人材センター事業ではなく、一般的雇用によって生計を維持するべき者であつて、公共職業安定所を紹介する等により、その者にふさわしい就業の場についての助言を行うことが適切である。』

雇用関係にある会員についてまで言及し新たに労働者性を否定している。これによれば、パートの主婦なども労働組合は作れないということになってしまふ。

一九九一年年末カンパへのご協力のお願い

各位におかれましては、さまざま取り組みに日夜ご奮闘のことと存じます。日頃より、当関西労働者安全センターに絶大なるご支援、ご協力を頂いておりますことに對しまして深く感謝を申し上げる次第です。

さて、近年、外国人労働者が増加していますが、これらの人々が不当な労働条件のもとに働くを得ない、労働者として当然の権利主張ができない状態が広く存在しています。九月、当センターはアジアンフレンドと共に催で労災電話相談を実施したところ、相当数の相談があり、あらためて実態を知られた次第です。

また、七月に全国的におこなったアスベスト職業ガン一一〇番では、大阪でも多くの相談が寄せられ、現在、労災認定、被災者救済に向け取り組んでいます。こうした未組織労働者の支援、被災労働者の救済活動を個別課題から全体的課題へと広げていかなければならぬと考えております。労働省統計によれば、労災死者数は減らないのに、傷病者数は減っているという不可解な減少が進行していますが、これは、労災隠しが横行しているとも考えられ、一層の運動の強化が求められています。

こうした未組織労働者の支援、被災労働者の救済活動

のほか、頸肩腕障害、腰痛、指曲がり症、過労死等の各種労災認定及び安全衛生対策に關係労働組合等とともに取り組んできているところです。さらに、大阪市内東南部に地域の方々とともに診療所設立を計画しており、さきほどの準備会を発足いたしました。

労働災害・職業病の深刻な現状を打破し、職場実態の中から労働災害・職業病の実態を明らかにし、被災労働者の権利擁護を基本に、労働者による安全衛生活動をすすめる運動の更なる前進のため、当センターは今後一層努力していく所存です。

しかし残念ながら、当センターの財政状況は、改善の方向にはあるものの未だ不安定状態を脱するに至っておらず、皆様の資金援助を仰がねばならないが実情です。何卒趣旨ご理解の上、年末カンパにご協力下さるようお願い申し上げます。

関西労働者安全センター運営協議会

議長 新井孝和

十・三

大阪大学基礎工学部で爆発事故。死者2人、負傷者5人。バルブの操作ミスで可燃性のシランガスに亞酸化窒素ガスが逆流したのが原因。阪大は安全管理理者も置かないなど、危険物に対する安全対策が不十分だった。

広島で貨物船が転覆、1人死亡、2人不明。

十・一九

約2か月休みなしでダンプを運転、仕事中に脳動脈瘤破裂で倒れた元運転手に、大阪中央労基署は過重労働による労災と認定。

十・五

労働者の過労死で下りた保険金が遺族に渡されず会社が受け取っているケースが、過労死弁護団全国連絡会議の総会で明らかに。

十・二一〇

梅田の工事現場で火事、雑居ビルに延焼、ビル内の9人が軽い一酸化炭素中毒など。

十・七

豊島区の水道工事現場でショベルカーが2万2千ボルトの高圧電気ケーブルを損傷、ショートして上がった火柱で4人が重軽傷。

十・二二

出稼ぎ目的で来日した韓国人女性の在留期間延長に日本人男性との偽装結婚を斡旋していたグループを無効とする判決。

十・八

愛知県一宮市で大型トラックが名神高速道から転落、下の市道を走行中の車を直撃、運転手が死亡。トラックの運転手も重体。

十・二三

職場の騒音で難聴になつたとして損害賠償を求めた「第三次三菱難聴訴訟」の控訴審判決で、一審で認められた6人のうち3人は認容を取り消すなど、従業員に厳しい判決。

愛知県東名高速で追突事故、大型トラックの運転手が死亡、6人が重軽傷。

十・三一

フィリピン大使館の「家事使用人」の在留資格で入国しながら、一般の工場で働いていたフィリピン人男女12人が東京入管局に摘発された。

西淀川区で倉庫が全焼、従業員が軽いやけど。

十・一〇

15歳の作業員が労災事故にあつたのに危険な作業をさせていなかつたように労基署員の前でうその報告をしていた2社と6人を、大阪労基局が書類送検。

十・一二

阪急の急行が摂津市の踏切で乗用車と衝突、乗用車の5人が死亡。

外国人登録者が百万人を突破。（法務省入管局・昨年末現在調べ）

昭和50年10月29日 第一種郵便物認可

「関西労災職業病」

11月号(通巻201号) 91年11月10日発行

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12カ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 普通1340284

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

ある本の時代屋

*コミック(まんが)

大阪市此花区伝法4-2-39 2F

☎(06)463-5471

不要になった
本がありました
う下さい。

どりに行きます
→紙箱まで

止むを得ない労働者センター

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社
KOKUSAI

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672

(毎月一回
10日発行)